

平成 24 年 7 月 9 日

平成 24 年度合法木材証明モニタリングの実施について

(財) 林業経済研究所

1. 認定団体及び認定事業者の活動状況の把握

(1) 認定団体の活動状況の把握

平成 18 年度より認定団体に対し、活動状況に関するアンケート調査を実施してきた。その結果は、近年、ほぼ同じような傾向を示していることから、大きな傾向は把握できたものと考えられる。このため、今年度は平成 21 年度から始めた認定団体に対する調査員によるヒアリングに重点をおいて活動実態の把握を、特に従来、情報提供がなかった認定団体を対象に実施する。

(2) 認定事業者の活動状況の把握

従来から認定事業者の活動状況の把握は、認定団体に依頼してのモニタリングによって行ってきた。今年度においても、引き続きこのような方式による活動状況の把握を実施するが、特に、これまで情報提供の無かった認定団体傘下の事業者を対象とする。

また、認定事業者に対しては従来から調査員によるヒアリングを実施してきたが、今年度は、認定事業者に対しても認定団体の協力を得てヒアリングを行い、事業者の活動をより具体的に把握するとともに、合法木材推進の活動に対する意見／要望の聴取を行う。

2. 新しいモニタリング手法の開発

現在は、林野庁補助金により林業経済研究所が実施主体となって認定団体、認定事業者の活動状況の把握を行っているが、今後、認定団体、認定事業者が自主的に活動状況をチェックし、また改善を行っていくために、新しいモニタリング手法の開発を行う。

骨子—○認定団体が毎年度末に、現在実施している合法木材取扱数量報告と合わせて、傘下認定事業者から活動状況報告を提出させる。報告書をチェックし、問題がある場合は立入検査を実施し、改善を要請する。

○認定団体は認定事業者の活動状況の把握に関し、報告書を作成し、中央に提出する。中央は報告書をチェックし、問題があれば改善を要請する。

○認定団体、認定事業者のモニタリング体制のモデルを作成するとともに、モニタリング項目、報告書様式の検討を行う。

○これらに関し、認定団体の意見を聴取する。